

平成15年度 環境技術実証モデル事業
「小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場関係）分野」
実証試験の対象技術の募集について（ご案内）

平成15年9月2日
大 阪 府

環境省では、平成15年度より環境技術実証モデル事業を開始しています。この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。

この実証試験の対象技術として有機性排水処理技術分野が選ばれ、この度、大阪府は実証機関としてこの事業に参加することが決まりました。つきましては、ここに実証試験の対象となる技術を募集いたします。

1 実証試験の対象技術等

1) 申請対象技術

- a. 対象となる排水 小規模事業場（日排水量50m³未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水。
- b. 対象となる技術
 - ・ 開発中の技術ではなく、商業的に利用可能な技術であること。
 - ・ 生物学的処理、物理化学的処理、及びその組み合わせ（ハイブリッド法）。
 - ・ 後付け可能、プレハブ型、低コスト・小型、かつメンテナンスが容易であること。

総合的な排水処理技術のほか、特定の汚濁物質のみを対象とした技術を含みます。

2) 実証試験実施場所

大阪府が実証機関となり、大阪府環境情報センターを中心に実証試験を実施することから、実証試験実施場所は、原則として大阪府内とします。

ただし、大阪府内で実証試験を実施する適切な実証対象技術がない場合、又は申請された技術が極めて先進的な環境技術と判断される場合には、実証試験実施場所を大阪府近隣地域とすることもあります。

2 申請者の要件

対象となる技術を保有する民間企業であること。

実証試験実施場所を提案できることなど、「小規模事業所向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)実証試験要領(平成15年8月7日環境省環境管理局)」で定められた事項を遵守できること。

実証試験要領は、環境省による環境技術実証モデル事業に関するホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp/index.html>)を参照して下さい。

なお、募集期間内に実証試験実施場所の確保が困難であるが、本実証試験の対象技術となる移設可能な実証装置を保有する場合には、大阪府環境情報センターまでお問い合わせ下さい。

技術実証に関する実証機関の運用方法を定めた「技術実証に係る申請・実施に関する要領」で定められた事項を遵守できること。

この要領は、大阪府環境情報センターによる環境技術コーディネート事業に関するホームページ(<http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/etech/>)のお知らせを参照して下さい。(実証申請書様式も掲載されています。)

3 対象技術の申請及び採用決定について

(1) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、下記の書類を各20部(正本1部、写し19部)ずつ提出願います。(下記6.の申請先まで必ず郵送にて申し込み下さい。)

〔1〕 実証申請書

別紙の実証申請書(様式指定)及び申請書に添付する資料(様式自由)

〔2〕 その他(必要に応じて追加して下さい)

(2) 申請の締め切り

平成15年9月25日(木)必着 (郵送に限ります)

(3) 説明会の開催

事業の説明及び個別の相談を受ける説明会を以下の日程で開催します。

日時:平成15年9月10日(水)午前10時から

場所:大阪府環境情報センター 環境情報プラザ 研修室

当日は、実証試験要領等の資料の配布は予定しておりませんので、ホームページからダウンロードしてご持参いただくよう願います。

(4) 書類選考及び採用決定等について

別紙申請様式にて申請していただいた後、書類選考及び技術実証委員会等での

意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定し、環境省の承認を得て決定します。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点に照らして行います。

また、選定結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表することとしておりますが、選定経過については非公開とさせていただきます、問い合わせにも応じられません。

4 平成15年度のスケジュールについて

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象技術の公募・選定	←→						
実証試験計画の策定		←→					
実証試験の実施			←→				
実証試験結果報告書の作成							←→
環境省へ報告・公開							◆

実証試験結果の如何にかかわらず、実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて公表される予定です。

5 その他

- ・ 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- ・ 本件につきましては可能な限り情報を公開していくこととしておりますが、公開できない情報につきましては別途相談させていただきます。

6 問い合わせ先及び申請書提出先

大阪府環境情報センター 研究調整担当 (廣田、森村、阿部)

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3-62

TEL 06-6972-1321 (内線330)

FAX 06-6972-7665

E-mail etech@mbox.epcc.pref.osaka.jp

なお、環境技術実証モデル事業全般については環境省の以下のホームページに詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【環境技術実証モデル事業ホームページ [http:// etv-j.eic.or.jp/](http://etv-j.eic.or.jp/)】